

○厚生労働省令第三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令
 (社会福祉法施行規則の一部改正)
 第一条 社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(令第一条第三号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業)</p> <p>第一条 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第八十五号。以下「令」という。)第一条第三号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労移行支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六条の十第一項第一号に規定する就労継続支援A型に係る障害福祉サービス事業</p> <p>二 (略)</p>	<p>(令第一条第三号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業)</p> <p>第一条 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第八十五号。以下「令」という。)第一条第三号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十四項に規定する就労移行支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六条の十第一項第一号に規定する就労継続支援A型に係る障害福祉サービス事業</p> <p>二 (略)</p>

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正)
 第二条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定施設の範囲)</p> <p>第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 一十二 (略)</p> <p>十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援又は自立生活援助を行うものに限る。)又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設</p> <p>十三の二・十四 (略)</p>	<p>(指定施設の範囲)</p> <p>第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 一十二 (略)</p> <p>十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援又は自立生活援助を行うものに限る。)又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設</p> <p>十三の二・十四 (略)</p>

(精神保健福祉士法施行規則の一部改正)
 第三条 精神保健福祉士法施行規則(平成十年厚生省令第十一号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定施設の範囲)</p> <p>第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 一十三 (略)</p> <p>十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。)、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は基幹相談支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)</p> <p>十五 (略)</p>	<p>(指定施設の範囲)</p> <p>第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 一十三 (略)</p> <p>十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。)、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は基幹相談支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)</p> <p>十五 (略)</p>

(傍線部分は改正部分)

(傍線部分は改正部分)

(厚生労働省組織規則の一部改正)
 第四条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	<p>(自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官、障害福祉監査官、障害福祉サービス業務監視専門官及び精神保健福祉監査官)</p> <p>第六十四条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 障害福祉監査官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 障害者支援施設又は障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)を行う施設において提供された障害福祉サービスに要する費用の監査に関すること。</p> <p>8・9 (略)</p>	改 正 前	<p>(自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官、障害福祉監査官、障害福祉サービス業務監視専門官及び精神保健福祉監査官)</p> <p>第六十四条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 障害福祉監査官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 障害者支援施設又は障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)を行う施設において提供された障害福祉サービスに要する費用の監査に関すること。</p> <p>8・9 (略)</p>
-------------	--	-------------	---

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正)
 第五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 地域相談支援給付決定障害者 法第五条第二十四項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。</p> <p>六～十四 (略)</p>	改 正 前	<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 地域相談支援給付決定障害者 法第五条第二十三項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。</p> <p>六～十四 (略)</p>
-------------	---	-------------	---

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令の一部改正)
 第六条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令(令和六年厚生労働省令第十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	<p>附則</p> <p>この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第九条の規定は令和六年四月一日から施行する。</p>	改 正 前	<p>附則</p> <p>この省令は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第九条の規定は令和六年四月一日から施行する。</p>
-------------	---	-------------	---

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正)
第七條 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和六年厚生労働省令第七十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後	改 正 前
附 則	(施行期日)	<p>1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第二条の規定 令和七年十月一日</p> <p>二 (略)</p>	<p>1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第二条の規定 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第百四号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日</p> <p>二 (略)</p>

この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第六条及び第七條の規定は、公布の日から施行する。